

第20回犯罪被害者等施策推進会議

令和8年3月10日

○あかま国家公安委員会委員長 ただ今より、「第20回犯罪被害者等施策推進会議」を開会いたします。

それでは、早速、議事に入ります。

最初の議題は、「第5次犯罪被害者等基本計画案」の検討であります。

基本計画策定・推進専門委員等会議の太田議長より、専門委員等会議における基本計画案の取りまとめについて、御報告をいただきたいと思っております。

○太田委員 専門委員等会議の検討結果について、お手元の資料2のとおり御報告いたします。

第5次基本計画においては、60団体・95人のヒアリング等に基づき課題を洗い出し、さらに昨年11月に実施した国民からの意見募集では、485件の御意見をいただきました。専門委員等会議では、これらを踏まえ、307の施策からなる基本計画案を取りまとめたところであります。

主な施策は、ワンストップサービス体制の整備や犯罪被害者等支援弁護士制度の運用など、犯罪被害者を支える体制の充実、トラウマインフォームドケアの推進など、被害回復の促進や二次的被害防止の取組などです。

検討状況については、以上です。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、何か御意見はございますか。

それではお諮りいたします。専門委員等会議による基本計画案の取りまとめについて、閣議決定を求める案とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○あかま国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、案のとおり、決めます。

では、次の議事に移ります。

「児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について」であります。

太田議長より、専門委員等会議で取りまとめられた検証・評価の案について、御報告をお願いいたします。

○太田委員 専門委員等会議の検討結果について、お手元の資料3のとおり御報告いたします。

令和3年から令和7年までに講じられた被害児童保護施策について検証・評価をしております。

具体的には、小学生をはじめ、SNSに起因する被害児童数は高水準で推移しており、対策が必要であること、児童ポルノの生成・拡散の防止や削除等への取組を一層強化する必要があることなどを指摘しております。

検討状況については、以上です。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、何か御意見はございますか。

それではお諮りいたします。専門委員等会議で取りまとめられた検証・評価案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○あかま国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、案のとおり、決します。

続いて、有識者委員の方から御発言をお願いいたします。

まずは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 慶應義塾大学の太田でございます。

今回の基本計画の改定によって被害者に対する損害賠償の履行実現や精神障害をもった加害者に対する医療観察制度における被害者の支援について更に検討が行われることになったことは大変喜ばしく思っています。

しかし、検討はしたが、実際に被害者の置かれた困難な状況が改善されなければ意味がありませんので、基本計画を実施する過程において具体的な制度の創設や運用の改善が図られることを切に願います。

そのためにも、私個人としては、やはり日本国憲法の中に犯罪被害者の権利についての規定を置くことが是非とも必要だと考えております。憲法に被害者の権利規定をおくことで、制度創設の推進につながるだけでなく、被害に苦しむ多くの被害者にとってどれだけ励みや希望となるかわかりません。こうした日が一日も早く訪れることを願ってやみません。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

続いて、正木委員、お願いいたします。

○正木委員 弁護士の正木でございます。

第5次計画は、被害者等の尊厳を大切にしたい視点や、途切れない支援の構築を目指した点について評価しています。

しかし、損害の回復、経済的支援はまだ不十分で、これについては被害者等が強く求めているところであり、立替払制度の導入等が今後の課題だと考えています。

また、途切れない支援の充実のため、支援弁護士制度は大変重要で、今後利用しやすい制度への運用改善はもちろん、現時点では限定されている対象犯罪の拡大は必要不可欠です。そして、持続可能な制度とするために、担い手である弁護士の確保は必須であり、そ

のためには、支援に携わる弁護士に対しても優しい制度となるよう改善が必要であることも心にとめていただきたいと思います。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

最後に、和氣委員、お願いいたします。

○和氣委員 和氣でございます。

私は現在全国被害者支援ネットワークの理事をしておりますが、25年前に交通犯罪の遺族となり、その中でたくさんの二次的被害を受けました。今後の被害者の方々に二次的被害を受けさせてはいけない、そのように思って被害者支援の活動を始め、現在に至ります。犯罪被害者が辛い思いをしなくてすむように、この計画による取組を通じて、犯罪被害者等支援施策がさらに進むことを期待しています。

昨年、「ギョっとちゃん」のピンバッジを総理が身につけておられるのを見て、大変勇気づけられる思いがしました。ありがとうございます。是非今後とも、思いやりの輪を広げていく活動にお力添えをいただけたらと思います。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。それでは私からも一言申し上げさせていただきます。

第5次犯罪被害者等基本計画は、国家公安委員会による司令塔機能が強化されて、初めて策定する基本計画です。

本計画の策定に御協力いただきました有識者、関係府省庁の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

この計画案では、犯罪被害者等に必要な支援を途切れることなく提供するためのワンストップサービス体制の構築や国民の理解増進の確保などを一層強化していくこととしております。

犯罪被害に遭った方が最初に被害を届け出る警察は、犯罪被害者等にとって最も頼りになる存在でなければなりません。

関係府省庁と連携し、司令塔として犯罪被害者等施策をより一層推進してまいりますので、引き続き御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで、プレスの入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○あかま国家公安委員会委員長 それでは、最後に、会長であります高市内閣総理大臣より、締めくくりの御発言をいただきます。

○高市内閣総理大臣 本日、犯罪被害に遭われた方などに対する支援について、政府の政策パッケージをまとめた「第5次犯罪被害者等基本計画案」が決定しました。取りまとめに当たりまして、御尽力を賜りました有識者の皆様、御意見・御関心を寄せていただいた当事者や支援者の皆様、全ての方々に感謝を申し上げます。

犯罪被害に遭われた方などの「権利」を記した「基本法」の成立から、20年以上が経過しました。その間、「被害者参加制度」の創設や経済的支援の充実など、多くの施策が進んでまいりました。しかし、なお、今も支援を求める多くの声が寄せられております。犯罪という卑劣な行為によって苦しむ方々への支援は、社会全体で取り組むべき重要な課題でございます。

犯罪被害に遭われた方には、お一人で悩むことなく、つらさや思いを周囲に安心して伝えられる、優しく思いやりのある社会を我々全員が一丸となって築いていく必要がございます。

この「第5次犯罪被害者等基本計画案」は、ここにお集まりの委員の皆様によって、当事者の方々の御意見・御要望も踏まえて、丁寧な議論を重ねて策定されたものです。

途切れない支援の実現のため、ワンストップで支援する体制の構築に向けた取組が新たに盛り込まれるなど、犯罪被害に遭われた方などをお支えするための総合的な計画案となっております。

関係閣僚の皆様におかれましては、我が国の犯罪被害者等支援を一層充実させるべく、「第5次犯罪被害者等基本計画」の決定後は各施策を強力に推進するようお願いをいたします。以上です。

○あかま国家公安委員会委員長 ありがとうございます。

ここで、プレスは退室いただきますよう、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○あかま国家公安委員会委員長 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。